

(様式第3号)

学 則

①申請者の住所・事業者名、電話	〒520-8530 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人 大津市社会福祉事業団 077-527-9552
②県内の事業所の住所・事業所名、電話	〒520-8530 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号 社会福祉法人 大津市社会福祉事業団 077-527-9552 ※申し込み・資料請求先
③指定を受ける研修事業の名称	社会福祉法人 大津市社会福祉事業団 介護職員初任者研修 (通学)
④研修課程および学習方法	介護職員初任者研修課程 ・通学
⑤開講の目的	施設や在宅サービスの中核的役割を担う人材を育成し、高齢者・障害者の自立支援を基に、適切な介護サービスを提供するため、必要な知識と技能を有する介護職員の養成を図ることを目的とする。
⑥指令年月日 (記入は通知後)	滋賀県指令医福522号 平成30年3月28日
⑦受講資格	訪問介護事業に従事しようとする方若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする方
⑧定員	30名
⑨募集・研修期間	(募集) 平成30年 5月 1日～平成30年 5月31日 (研修) 平成30年 6月 5日～平成30年11月20日
⑩研修カリキュラム	カリキュラム日程表(様式第4号-1) 研修区分表(様式第4号-2) を参照
⑪研修会場の名称・講義・演習	〒520-8530 ・大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津 「ふれあいプラザ会議室」 ・大津市唐崎三丁目17番35号 「大津市立唐崎デイサービスセンター」
⑫実習施設の名称等	1. 実施する(実習施設利用計画書(様式第6号参照))
⑬使用テキストおよび通信添削課題(出版社と名称等)	テキスト「介護職員初任者研修テキスト」 *財団法人介護労働安定センター 発行 通信添削課題 なし
⑭受講手続き及び本人確認の方法(選考方法含む)	受講希望者には、学則、研修カリキュラム日程表と研修区分表、申込書を送付する。 なお、受講申し込みにあたっては、本人確認が必要なことから、住民票の原本又はコピー、運転免許証、パスポート、健康保険証等のコピーの提出を求める。 受講決定は先着順とする。
⑮受講料、テキスト代等および支払い方法	・受講料 30,000円(テキスト代、消費税含む) ・支払方法 受講申込と同時に支払い
⑯解約条件および返金の有無等	・受講料納入後、開講日前日までに受講中止された場合、受講料は全額返還する。(ただしテキスト代は除く) ・受講開始後、中途退講されても、受講料は返還しない。

⑰欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準	・研修を受講しなかった場合、及び15分以上の遅刻、早退をした場合は欠席とします。 受講取り消し ①授業の進行を妨げるなど、他の受講生の受講の迷惑となる行為や講師、職員の指示に従わず改善が認められないと当法人が判断した場合は受講取り消しとし、その際、受講料の返還はいたしません。 ②定められた学習期間内にすべての科目を修了できなかった場合受講取り消しとし、その際、受講料の返還はいたしません。
⑱研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	認定方法：筆記試験による修了評価を実施する。 修了を認定した者には修了証明書を交付する。 評価方法と合格基準：様式第11号参照
⑲補講の方法および補講料	補講方法：①別途開催する講師による研修の受講 ②講師の都合で①が開催出来ない場合は、13時間を限度に研修会場で教科のビデオ視聴とレポートの提出を願います。ただし「人権に関する基礎知識」及び実技演習（9「こころとからだのしくみと生活支援技術」）の教科については、欠席教科を改めて受講していただく必要があります。 補講料は無料です。
⑳募集の広報の方法	・リビング滋賀等に掲載 ・大津市社会福祉事業団ホームページに掲載
㉑情報公開の方法（ホームページアドレス等）	http://www.fukusi-otsu.or.jp/
㉒受講者の個人情報取扱	個人情報保護規程作成の有無（有・無） *当事業団個人情報保護規程：制定済〔平成17年4月1日施行〕 なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。
㉓受講中の事故等についての対応	・ボランティア行事用保険に加入
㉔研修責任者名と役職	大津市社会福祉事業団 企画事業課 中村 秀輝
㉕課程編成責任者名と役職	大津市社会福祉事業団 総括ホームヘルパー 山本 しげ子
㉖情報開示責任者名、役職および連絡先	大津市社会福祉事業団 企画事業課 課長 山口 剛 〔連絡先〕大津市浜大津四丁目1-1〔電話〕077-527-9552
㉗苦情相談担当者名、役職および連絡先	大津市社会福祉事業団 企画事業課 課長 山口 剛 大津市浜大津四丁目1-1〔電話〕077-527-9552
㉘事業所の研修担当者名と連絡先	大津市社会福祉事業団 企画事業課 中村 秀輝 〔連絡先〕大津市浜大津四丁目1-1〔電話〕077-527-9552
㉙その他研修に関する事項	昼食は教室内で食事OK

※情報開示責任者は、責任をもって常にホームページの開示内容を管理・更新すること。

※「その他研修に関する事項」欄には、事業者において特に受講予定者に提示すべき事項があれば記入すること。（求職者支援訓練等を含む。）